

中古衣類差益金税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月二十七日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年五月壹日

中古衣類差益金税に関する質問主意書

一、政府は中古衣類の公定価格を今回、望外に引上げたこの引上げは実際の取引値段より二、三倍も高値にてこの公定で賣れる中古衣類は全く無い、賣らうと思つても買手がないペラ棒の高値である、その点が机上の空論相場である。

公定を上げたから差益金税を拂えと言ふ今回の政府の方針は困る、公定で賣れるなら賛成であるが、公定の半値、又は三分ノ一の値の古物衣類に対し專制的、ファッショ的、課税は訂正すべきであるが処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。